

### **3. 施策の推進**

「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、概要版の活用やあらゆる機会を通した広報活動を行うとともに、人権問題について、市民一人ひとりが認識を高め、差別や偏見のない社会の実現を目指すために、教育・啓発の推進組織や関係機関等と連携・協力して、人権教育・啓発の推進を図ります。

#### **(1) 推進体制と支援**

この「基本方針」については、広く市民の理解を得ると共に実効性のあるものにしていかなければなりません。そのために、市役所内で組織する「大田市人権意識啓発推進会議」、並びに、識見を有する者・関係団体の代表等をもって組織する「大田市人権教育・啓発推進協議会」の提言を取り入れながら、市政のあらゆる分野で人権教育・啓発を推進するとともに、広報や市のホームページ等を通じて、人権情報の提供等に努めます。

#### **(2) 関係機関等との連携**

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、国・県・市の行政機関がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。そのため、今後とも国・県の施策と連携するとともに、企業、ボランティア組織、自主的な学習グループなどの民間団体も大田市の人権教育・啓発の重要な担い手として位置付け、これらの活動の支援を行い、連携・協力して、地域の実情に応じた人権教育・啓発の推進を図ります。